

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成9年11月20日	不動産番号	0308000122402
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	新座市栗原一丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1068番15	宅地	76:40	:	1068番2から分筆 〔昭和43年2月6日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年11月20日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和43年2月20日 第6511号	原因 昭和43年2月15日売買 所有者 新座市栗原一丁目3番2号 四 宮 豊 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年11月20日
2	所有権移転	令和6年4月17日 第12148号	原因 令和5年11月10日相続 所有者 埼玉県新座市栗原一丁目3番2号 四 宮 幸 子
付記1号	2番登記名義人住所変更	令和6年10月29日 第34374号	原因 令和6年9月21日住所移転 住所 千葉県市川市妙典四丁目6番20-30 4号 (グラウンドマスト市川妙典)

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。